

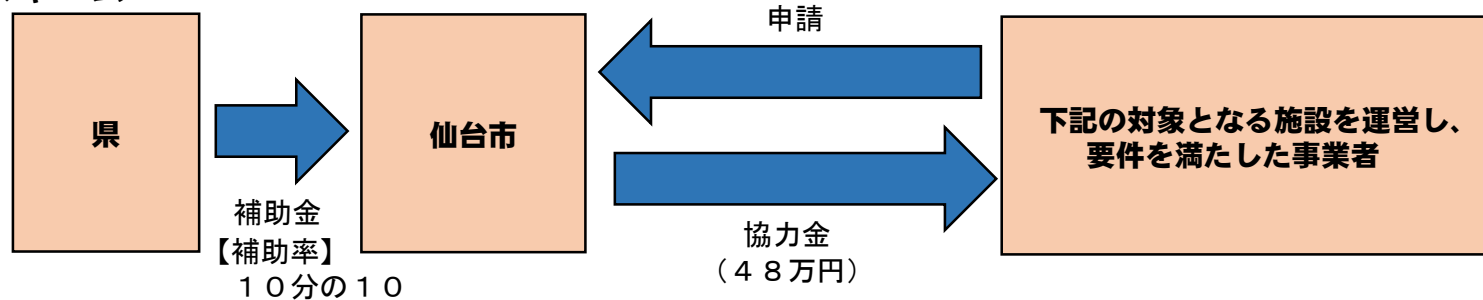
# 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）

（1月27日午後10時～2月8日午前5時実施分）

仙台市全域を対象区域として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年1月27日（水）午後10時から令和3年2月8日（月）午前5時までの間、午前5時から午後10時までの営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

◎支給額 1施設あたり48万円（4万円×12日間）

◎実施スキーム



## 【対象となる施設】

食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている下記の店舗

### ①接待を伴う飲食店

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

### ②酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)

## 【対象となる要件】

◎令和3年1月26日(火)以前から開業しており、令和3年1月27日(水)午後10時から令和3年2月8日(月)午前5時の期間中に午前5時から午後10時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。

※ 以前から、午前5時から午後10時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外

※ 前回までの要請への協力の有無は不問

◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等